

○学校法人東京農業大学寄附行為

制 定 昭和 26 年 3 月 5 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は学校法人東京農業大学と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人の事務所は東京都世田谷区桜丘一丁目一番一号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

(1) 東京農業大学

大学院

農学研究科

応用生物科学研究科

生命科学研究科

地域環境科学研究科

国際食料農業科学研究科

生物産業学研究科

農学部

農学科

動物科学科

生物資源開発学科

デザイン農学科

応用生物科学部

農芸化学科

醸造科学科

食品安全健康学科

栄養科学科

生命科学部

バイオサイエンス学科

分子生命化学科

分子微生物学科

地域環境科学部

森林総合科学科

生産環境工学科

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

- 造園科学科
 - 地域創成科学科
 - 国際食料情報学部
 - 国際農業開発学科
 - 食料環境経済学科
 - アグリビジネス学科
 - 国際食農科学科
 - 生物産業学部
 - 北方圏農学科
 - 海洋水産学科
 - 食香粧化学科
 - 自然資源経営学科
- (2) 東京情報大学
- 大学院
 - 総合情報学研究科
 - 総合情報学部
 - 総合情報学科
- 看護学部
- 看護学科
- (3) 東京農業大学第一高等学校(全日制の課程) 普通科
- (4) 東京農業大学第二高等学校(全日制の課程) 普通科
- (5) 東京農業大学第三高等学校(全日制の課程) 普通科
- (6) 東京農業大学第一高等学校中等部
- (7) 東京農業大学第二高等学校中等部
- (8) 東京農業大学第三高等学校附属中学校
- (9) 東京農業大学稲花小学校
- 2 この法人は、前項各号に掲げる学校のほか、その他教育研究施設を設置する。
- 3 この法人は、前2項に掲げる学校その他教育研究施設を設置するほか、通信教育を行う。

第2章 役員，評議員及び会計監査人

(役員，評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に次の各号に掲げる定数の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上14人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 この法人に、評議員27人から29人を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1人を置く。

(理事選任機関)

第6条 理事の選任のため、この法人に理事選任機関を置き、理事選任機関は理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
- 3 理事選任機関が理事を選任するときは、学校法人東京農業大学寄附行為施行規則(以下「施行規則」という。)に定める理事推薦委員会で候補者を選出し、あらかじめ、評

議員会の意見を聴かなければならない。

- 4 理事選任機関は、理事推薦委員会及び前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 5 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(理事の選任)

第7条 理事となる者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の学長、高等学校長、中等部校長、附属中学校長及び小学校長のうちから理事選任機関において選任された者2人
 - (2) この法人の職員のうちから理事選任機関において選任された者5人
 - (3) この法人の設置する学校の卒業生のうちから理事選任機関において選任された者2人
 - (4) この法人に関係ある功労者又は学識経験者のうちから理事選任機関において選任された者3人
- 2 前項のほか、この法人の職員又は職員経験者の中から理事選任機関において選任された者2人以内を置くことができる。
 - 3 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
 - 4 理事は、法令及びこの寄附行為に定めるところにより、職務を執行する。
(理事長の選定及び職務)

第8条 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定する。理事長の職を解職するときも、同様とする。

- 2 理事長はこの法人を代表し、学校法人内部の業務を総理する。
- 3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事長は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
(常務理事の選定及び職務)

第9条 理事（理事長を除く）のうち3人以内を常務理事とし、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定する。常務理事の職を解職するときも、同様とする。

- 2 常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。
- 3 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、常務理事がその職務を行う。
(監事の選任)

第10条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

3 監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

4 監事のうち 1 人を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事の職を解職するときも、同様とする。

(監事の職務)

第 11 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の職務の執行の状況を監査すること。

(4) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(5) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(6) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

(7) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第 7 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の調査権限等)

第 12 条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(役員任期)

第13条 役員任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 役員は、第5条第1項各号に定める定数を下回ることとなったときは、任期満了又は辞任後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 第7条第1項第1号及び第2号に規定する理事は、学長、高等学校長、中等部校長、附属中学校長、小学校長又は職員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。
- 6 監事のうち、その定数の2分の1を超える者が欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(理事の解任及び退任)

第14条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (4) 理事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
 - 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
 - 4 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の解任及び退任)

第15条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (4) 監事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第16条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

第3章 理事会

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、原則毎月1回理事長が招集し議長となる。ただし、理事長が必要と認めるときは臨時にこれを招集することができる。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

5 第11条第2項、本条第4項及び第7項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

6 理事長は、理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする通知を発しなければならない。

7 理事長が前項の規定による通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

8 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

9 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

10 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

11 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の議事録の記載事項等必要な事項については、施行規則に定める。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第18条 この法人に評議員をもって組織する評議員会を置く。

(評議員の選任)

第19条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、年齢満 30 歳以上の者のうちから施行規則に定める評議員推薦委員会において候補者を選出し、評議員会において選任された者 9 人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、この法人の職員を除く、年齢満 25 歳以上の者のうちから施行規則に定める評議員推薦委員会において候補者を選出し、評議員会において選任された者 11 人
 - (3) この法人の職員経験者のうちから施行規則に定める評議員推薦委員会において候補者を選出し、評議員会において選任された者 3 人以上 4 人以内
 - (4) この法人に関係ある功労者又は学識経験者のうちから施行規則に定める評議員推薦委員会において候補者を選出し、評議員会において選任された者 4 人以上 5 人以内
- 2 前項第 1 号に規定する評議員は、職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
 - 3 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
 - 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員が生じたときの補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任を妨げない。
- 3 評議員は、第 5 条第 2 項に定める定数を下回ることとなったときは、任期満了又は辞任の後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 評議員のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 カ月以内に補充しなければならない。

(評議員会の招集)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に開催するほか、2 月に開催する。

- 2 前項に定めるもののほか、評議員会は必要がある場合に開催する。

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第23条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第24条 第11条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第22条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員会の運営及び決議等)

第25条 評議員会の議長は評議員の互選で定める。

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の賛成をもって決する。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることのできる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

5 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

6 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、評議員会の議事録の記載事項等必要な事項については、施行規則に定める。

7 理事長、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

8 理事長及び常務理事を除く理事は、必要に応じて評議員会に出席することができる。

9 第7項及び前項の規定において、理事長、常務理事並びに理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(評議員会の職務等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴

することができる。

2 次の各号に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬，賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) 寄附行為施行規則に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに
関する寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- (3) 合併
(理事の行為の差止めの求め)

第28条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 11 条第 3 項の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第29条 評議員会は、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を怠ったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事会及び評議員会の協議)

第31条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の職務等)

第33条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第35条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 会計監査人たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を怠ったとき。

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評

議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第36条 評議員会に理事長が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第37条 この法人の資産は次の各号のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 授業料，入学金及び検定料
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第39条 重要な財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第40条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な銀行に信託するか又は銀行若しくは郵便の定期預金として理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第41条 この法人の事業遂行に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実，授業料，入学金，検定料その他の運用財産(不動産及び積立

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

金を除く。)をもって支弁する。

第7章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第43条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第44条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第45条 この法人は、役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に基づき算定した額を報酬として支給することができる。

(責任の免除)

第46条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第47条 理事（理事長、常務理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金360万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

(事業計画)

第48条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編

成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後 3 カ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧)

第50条 この法人は、毎会計年度終了後 3 カ月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 56 条第 3 号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、第 49 条第 1 項各号及び前項の書類、第 11 条第 1 項第 5 号の監査報告書、第 33 条第 1 項の会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第51条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

第 8 章 解散及び合併

(解散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合の残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第55条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては評議員会への諮問。次項において同じ）を得て、文部科学大臣の認可を経なければならない。

2 前項にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補則

(情報の公表)

第56条 この法人は、次の各号に定める事項について、遅滞なく、インターネットの利用により、公表しなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 監査報告書
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書並びにこれらの附属明細書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 会計監査報告書

(公告の方法)

第57条 この法人の公告の方法は、この法人の設置する学校の掲示場又は電磁的方法によって行う。

(施行規則)

第58条 この寄附行為の施行規則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和26年3月5日から施行する。
- 2 この寄附行為変更の際、現に在任する理事、監事及び評議員については、従前の規定による。

附 則

平成2年3月29日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成3年1月29日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 (東京農業大学の農業拓殖学科の存続に関する経過措置)
東京農業大学の農業拓殖学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成3年4月11日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年7月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成3年12月20日)から施行する。

附 則

平成4年3月19日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成4年3月26日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 (東京農業大学短期大学の醸造科及び栄養科の存続に関する経過措置)

東京農業大学短期大学の醸造科及び栄養科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず、平成4年3月31日当該科に在学する者が当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年10月23日)から施行する。

附 則

平成5年3月19日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

平成6年12月27日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年3月16日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年12月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月19日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年12月21日)から施行する。
- 2 東京情報大学の経営情報学部経営学科、情報学科、情報文化学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年3月2日)から施行する。

附 則

- 1 平成16年4月21日理事会議決のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東京農業大学の国際食料情報学部生物企業情報学科、東京情報大学の総合情報学部経営情報学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成16年4月21日理事会議決のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東京情報大学大学院の経営情報学研究科経営情報学専攻は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、これを存続するものとする。

附 則

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

平成 16 年 7 月 21 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 16 年 12 月 8 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 2 月 21 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 5 月 20 日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 18 年 3 月 16 日)から施行する。
- 2 現に在任する評議員については、改正後の寄附行為第 14 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、平成 19 年 7 月 15 日まで在任するものとする。

附 則

平成 17 年 3 月 23 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 18 年 11 月 8 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 18 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

平成 20 年 2 月 29 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 21 年 3 月 30 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 21 年 8 月 6 日)から施行する。

附 則

- 1 平成 21 年 5 月 27 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農業大学の生物産業学部食品科学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 22 年 2 月 26 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 22 年 10 月 20 日)から施行する。

附 則

- 1 平成 23 年 11 月 9 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農業大学の生物産業学部産業経営学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成 24 年 11 月 9 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京情報大学の総合情報学部情報システム学科、環境情報学科、情報ビジネス学科、情報文化学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成 25 年 11 月 8 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農業大学大学院の生物産業学研究科食品科学専攻は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 東京農業大学の応用生物科学部栄養科学科食品栄養学専攻、管理栄養士専攻は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 26 年 3 月 27 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成 28 年 5 月 27 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 28 年 8 月 31 日)から施行する。

附 則

平成 28 年 2 月 17 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 30 年 3 月 30 日)から施行する。
- 2 現に在任する理事については、改正後の寄附行為第 6 条の規定にかかわらず、2019 年 7 月 15 日まで在任するものとする。
- 3 現に在任する評議員については、改正後の寄附行為第 14 条の規定にかかわらず、2019 年 7 月 15 日まで在任するものとする。

附 則

- 1 平成 30 年 2 月 28 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農業大学の農学部畜産学科、応用生物科学部生物応用化学科、生物産業学部生物生産学科、アクアバイオ学科、食品香粧学科、地域産業経営学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 30 年 9 月 5 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 30 年 11 月 6 日)から施行する。

附 則

令和 2 年 2 月 26 日理事会議決のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 3 月 25 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 11 月 4 日理事会議決のこの寄附行為は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和 5 年 2 月 13 日)から施行する。

附 則

- 1 令和 4 年 9 月 21 日理事会議決のこの寄附行為は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

基本

学校法人東京農業大学寄附行為

- 2 東京農業大学の国際食料情報学部国際バイオビジネス学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和5年5月12日）から施行する。
- 2 現に在任する理事及び監事については、改正後の寄附行為第6条及び第9条の規定にかかわらず、令和5年7月15日まで在任するものとする。
- 3 現に在任する評議員については、改正後の寄附行為第18条の規定にかかわらず、令和5年7月15日まで在任するものとする。

附 則

令和5年11月1日理事会議決のこの寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和7年1月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たす者の任期は、残任期間と同一とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の最初の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する理事であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たす者において、改正前の寄附行為第6条第1項第1号の理事は、改正後の寄附行為第7条第1項第1号、改正前の寄附行為第6条第1項第2号から第5号の理事は、改正後の寄附行為第7条第1項第2号、改正前の寄附行為第6条第1項第6号の理事は、改正後の寄附行為第7条第1項第3号、改正前の寄附行為第6条第1項第7号の理事は、改正後の寄附行為第7条第1項第4号、改正前の寄附行為第6条第2項の理事は、改正後の寄附行為第7条第2項の理事にそれぞれ読み替えることとする。
- 5 令和7年度に選任された理事の任期は、改正後の寄附行為の第13条の規定にかかわらず、令和9年度の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- 6 この寄附行為の施行の際現に在任する常勤監事であって、私立学校法第31条及び第46条の資格及び構成を満たす者の任期は、残任期間と同一とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の最初の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 7 この寄附行為の施行の際現に在任する評議員の任期は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- 8 令和7年度に選任された評議員の任期は、改正後の寄附行為の第20条の規定にかかわらず、令和9年度の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

改正	昭和 37 年 2 月 22 日	昭和 37 年 4 月 4 日	昭和 38 年 5 月 24 日
	昭和 44 年 10 月 30 日	昭和 47 年 4 月 28 日	昭和 50 年 6 月 16 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 25 日	昭和 60 年 2 月 12 日
	昭和 60 年 10 月 2 日	昭和 61 年 5 月 16 日	昭和 62 年 12 月 23 日
	昭和 63 年 10 月 18 日	昭和 63 年 12 月 22 日	平成 2 年 3 月 29 日
	平成 3 年 1 月 29 日	平成 3 年 4 月 11 日	平成 3 年 12 月 20 日
	平成 4 年 3 月 19 日	平成 4 年 3 月 26 日	平成 4 年 10 月 23 日
	平成 5 年 3 月 19 日	平成 6 年 12 月 27 日	平成 7 年 3 月 16 日
	平成 7 年 12 月 22 日	平成 9 年 12 月 19 日	平成 12 年 12 月 21 日
	平成 13 年 12 月 20 日	平成 16 年 3 月 2 日	平成 16 年 4 月 21 日
	平成 16 年 7 月 21 日	平成 16 年 12 月 8 日	平成 17 年 2 月 21 日
	平成 17 年 5 月 20 日	平成 18 年 3 月 16 日	平成 17 年 3 月 23 日
	平成 18 年 11 月 8 日	平成 20 年 2 月 29 日	平成 21 年 3 月 30 日
	平成 21 年 8 月 6 日	平成 21 年 5 月 27 日	平成 22 年 2 月 26 日
	平成 22 年 10 月 20 日	平成 23 年 11 月 9 日	平成 24 年 11 月 9 日
	平成 25 年 11 月 8 日	平成 26 年 3 月 27 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 5 月 27 日	平成 28 年 8 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日
	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 9 月 5 日
	平成 30 年 11 月 6 日	令和 2 年 2 月 26 日	令和 2 年 3 月 25 日
	令和 2 年 11 月 4 日	令和 5 年 2 月 13 日	令和 5 年 4 月 1 日
	令和 5 年 5 月 12 日	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日